

(4) 東本町幸原線沿道南地区 地区計画 「*」は地区整備計画の記載事項ではない

地区計画名	東本町幸原線沿道南地区 地区計画
用途地域	近隣商業地域*
防火地域・準防火地域	準防火地域*
容積率／建蔽率	200*／60(角地緩和あり)※
高さの最高限度	住居系並の隣地斜線制限と道路斜線制限あり…下図
用途の制限 (建築することができない建築物)	建築基準法別表第2(へ)項第5号並びに(と)項に掲げるもの

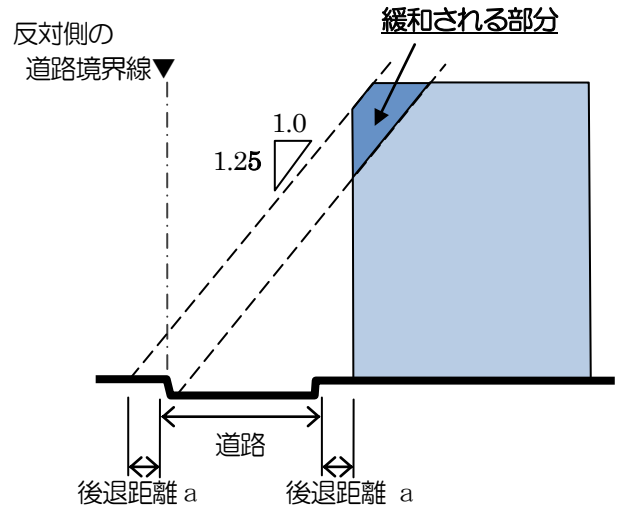
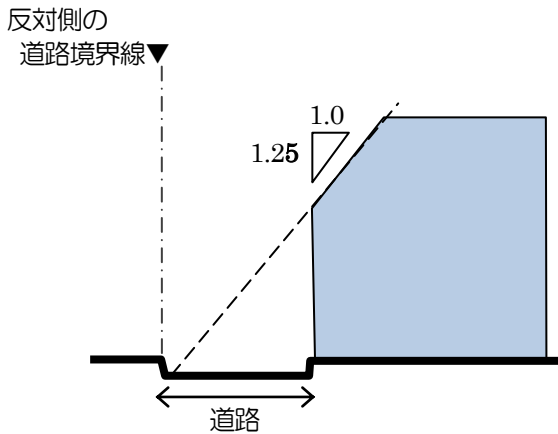
※次に該当する建築物については200／80(角地緩和あり)。

- 1 巡査派出所、公衆便所、公共用歩廊その他これらに類するもの。
- 2 公園、広場、道路、川その他これらに類するもの内にある建築物で、安全上、防火上及び衛生上支障がないもの。

【道路斜線】

道路の反対側の境界線から 1:1.25 の角度で生じる斜線の範囲内に建築物の高さを収めること。

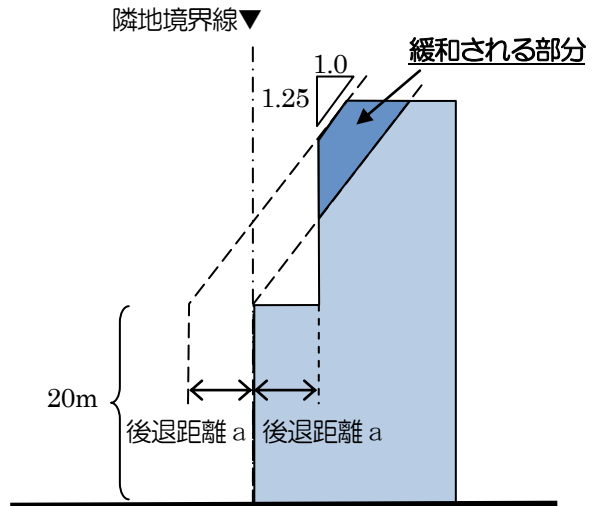
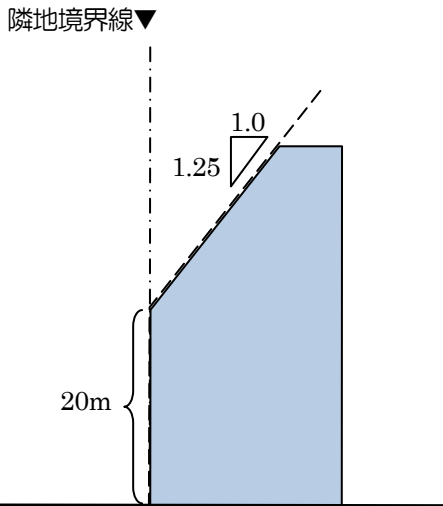
(道路措置)
道路から建築物を後退させた場合は、その分、道路斜線の基点を前面道路反対側の道路境界線から後退させることができる。



【隣地斜線】

隣地境界線から垂直に 20mの高さをとり、その地点から 1:1.25 の角度で生じる斜線の範囲内に建築物の高さを収めること。

(緩和措置)
建築物の高さが 20mを超える部分の一部を後退させた場合は、その分、外側に隣地境界線があるものとみなし計算できる。



東本町幸原線沿道南地区 地区計画区域図

S=Free

